

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日とする)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(農村整備課)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)

漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意

を求めるための発起人の届出(水産課)

都市計画の変更予定(二件)(都市計画課)

◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)

## 告 示

### 鳥取県告示第九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険

医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一七	平成七年二月一日
医療法人社団加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一	〃
明徳整形外科	鳥取市扇町一一三	〃
森医院	西伯郡西伯町大字福成九八五	〃
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三一―二六	〃
北浜歯科医院	気高郡気高町北浜三丁目三	〃
宮石クリニック	倉吉市福庭B39・R311	平成七年二月四日
ゆたに駅南薬局	鳥取市扇町一一	平成七年二月一日
うさぎ調剤薬局	米子市中町八三	〃

鳥取県告示第百号

米子市下郷三二八相賀功ほか三十四人の者が共同して行う土地改良事業（農用地有効利用モデル集落整備事業下郷地区農業用排水及び暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月十三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百一号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）賀露地区農業用排水及び農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月十三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二号

赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）熊田地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月十三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百三十三号**

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項に規定する同意を求めることについての届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出事項	指定漁船調書の縦覧
発起人の住所 及び氏名	加入区の名 称
西伯郡中山町下甲 三三六 小田井 栄次郎	漁船損害等補償法 第百十三条第一項 の申出の相手方と なる漁業協同組合 の名称
西伯郡中山町田中 六一六一二 森 長 達 己	場 所
中山加入区	期 間
中山漁業 協同組合	平成七年二月十日 から同月二十四日 まで
中山漁業 協同組合	

西伯郡名和町大字 御来屋一〇九〇 松 田 新太郎	御来屋加入区	御来屋漁業 協同組合	御来屋漁業 協同組合	平成七年二月十日 から同月二十四日 まで
西伯郡名和町大字 御来屋二八一― 敦 賀 亀 義				

**鳥取県告示第百四十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

なお、当該都市計画の案は、平成七年二月十日から同月二十四日まで境港市役所（境港市上道町三〇〇〇）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成七年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
- 米子境港都市計画道路三・四・一号樋ノ上川線、三・四・二十四号米川町上道線、三・四・二十五号深田川線及び三・五・九号産業中央線（変更後三・四・二十三号産業中央線）
- 二 都市計画を変更する土地の区域
- 1 三・四・一号樋ノ上川線

変更する部分

境港市中野町字中浜田、字中灘開及び字廣見灘

2 三・四・二十四号米川町上道線

追加する部分

境港市米川町、上道町字鏡田及び字上横土手並びに中野町字下三窪田及び字北大

工田

3 三・四・二十五号深田川線

追加する部分

境港市上道町字鏡田及び字上横土手

4 三・五・九号産業中央線（変更後三・四・二十三号産業中央線）

変更する部分

境港市浜ノ町、蓮池町、上道町字横土手及び字上横土手、中野町字北大工田、字

北原、字南原、字宮若堀及び字膝根、福定町字原畑、字駒ヶ坪、字橋本原、字下加

保照、字上加保照及び字東半田原、竹内町字半田、字下野地、字橋の向、字狐山野

地、字清助田、字中野地、字藪田原、字花免野地、字藪田野地及び字治郎兵衛原、

誠道町並びに新屋町字東奥原

鳥取県告示第百五号

都市計画法（昭和四十三法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計  
画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に  
より告示する。

当該都市計画の案は平成七年二月十日から同月二十四日まで倉吉市役所（倉吉市葵町  
七一九一五）、関金町役場（東伯郡関金町大字鳥居一九三一一）、羽合町役場（東伯郡羽  
合町大字久留一九一一）、東郷町役場（東伯郡東郷町大字龍島五〇〇）及び三朝町役場（東  
伯郡三朝町大字大瀬九九九一二）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出す  
ることができる。

平成七年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道（天神川流域

下水道）

二 都市計画を変更する土地の区域

排水区域

追加する部分

倉吉市中原字道久橋、字下河原、字屋敷通、字沢、字北野道、字後屋敷、字東、

字南河原、字西川端、字京免、字竹ヶ鼻及び字上林、小鴨字長隅、字中道、字下り

手、字姫路河原、字下河原、字青木、字宮ノ後及び字欠口並びに虹ヶ丘町並びに東

伯郡羽合町大字長瀬字の四の中浜、字新川前及び水字当免、大字田後字井尻並び

に大字赤池、字墓廻並びに同郡三朝町大字砂原字大舟

変更する部分

倉吉市生田字神主田並びに東伯郡三朝町大字森字下天神谷及び字上天神谷

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年二月十日

鳥取県教育委員会委員長 大 石

徹

一 日時 平成七年二月十五日(水) 午後二時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 鳥取県立図書館協議会委員の任免について

2 その他